

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

福岡市人事委員会委員長談話（令和7年9月3日）

- 1 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与決定に関する諸事情について総合的に検討を重ね、本日、市議会及び市長に対して、市職員の給与等についての報告及び勧告を行いました。
- 2 本年の公民給与の比較方法につきましては、人事院における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に改めております。
- 3 月例給の改定については、34年ぶりの高水準となる引上げを勧告しました。

これは、市職員給与と民間給与の比較において、市職員給与が民間給与を13,278円（3.41%）下回る結果となったことから、これに見合う引上げを行うことが適当であると判断したものです。

また、この結果をもとに本年の給与改定においてとるべき措置について慎重に検討を行い、おおむね30歳台後半までに重点を置きつつ、幅広い世代で給料表の引上げ改定を行うことが適当であると判断いたしました。
- 4 特別給（期末手当及び勤勉手当）については、市職員の支給月数（4.60月）が、市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合（4.65月分）を下回っていたことから、民間との均衡を図るため、年間で0.05月分引き上げ、4.65月分とすることが適当であると判断いたしました。
- 5 また、給与制度のアップデートについては、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を引き上げること、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、住居手当を支給することが適当であると判断いたしました。
- 6 そのほかの項目としましては、通勤手当、職員の勤務環境の整備等について報告を行っております。
- 7 市議会及び市長に対しては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたしました。